

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 31 年 3 月 28 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第1800106号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第1800053号

第1 結論

請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成4年11月30日に、喪失年月日を平成5年2月7日に訂正し、平成4年11月から平成5年1月までの標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

平成4年11月30日から平成5年2月7日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和9年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年11月30日から平成5年2月6日まで

厚生年金保険の記録では、A社に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録がないので、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

関東信越厚生局長は、平成27年10月10日に請求者が行った年金記録の訂正請求に対し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実は見当たらないとして、平成28年3月14日付けで不訂正決定（以下「原処分」という。）を行った。

これに対し、請求者は、厚生労働大臣に対し原処分の取消しを求めて審査請求を行ったものの当該審査請求を棄却するとの裁決を受けたため、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づき平成29年10月2日にC地方裁判所に対し当該裁決の取消しの訴えを提起（後にD地方裁判所に移送）したが、平成30年7月17日に請求者の請求を棄却する判決がなされた。

その後、請求者は、前述の判決を不服としてE高等裁判所に控訴し、原処分取消しの訴えを追加的に併合して提起した。

これら一連の訴訟の対応の中で、当厚生局が再審査を行った結果、原処分の変更を要する事情が判明したことから、以下のとおり判断する。

請求者のA社に係る雇用保険の加入記録及び事業主の陳述により、請求者は、平成4年11月30日から平成5年2月6日までの期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、請求者から提出されたA社の給与支給に係る出金伝票（写）及び事業主の陳述並びに日本年金機構からの回答により、請求者は、平成4年11月30日から平成5年2月6日までの期間において標準報酬月額26万円に相当する報酬月額を事業主から支払われていたことが認められる。

一方、事業主は、「平成4年11月30日から平成5年2月6日までの期間は試用期間であり、厚生年金保険料を給与から控除していない。」と回答している上、上記出金伝票（写）によると、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていないことが認められる。

以上のことから、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成4年11月30日、喪失年月日は平成5年2月7日であると認められ、当該期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、平成4年11月30日から平成5年2月7日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1800099 号

厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第 1800025 号

第1 結論

昭和 60 年 4 月から昭和 61 年 3 月までの請求期間については、定額保険料及び付加保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 28 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 60 年 4 月から昭和 61 年 3 月まで

私は、夫の転勤のため昭和 59 年 9 月に A 市 B 区に転居した後、はっきりとした時期は思い出せないが、B 区役所で国民年金の任意加入手続を行い、併せて付加保険料納付の申出を行った。国民年金の定額保険料及び付加保険料については、納付金額及び納付方法をはっきりとは記憶していないが、昭和 61 年 4 月に第 3 号被保険者になる前の 1 年くらいの期間は納付していたと思う。しかし、国の記録では請求期間に係るこれらの保険料が未加入による未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間について、昭和 59 年 9 月に A 市 B 区に転居後、B 区役所で国民年金の加入手続と併せて付加保険料納付の申出を行うとともに、国民年金の定額保険料及び付加保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、請求者は、国民年金の任意加入手続及び付加保険料納付の申出を行った時期、並びに保険料の納付金額及び納付方法について、はっきりとは記憶していない旨陳述していることから、これらの状況が不明である。

また、A 市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、請求者が請求期間において国民年金の被保険者資格を取得した記録は確認できない上、請求者から提出された年金手帳には、国民年金の任意加入被保険者の資格喪失日である昭和 56 年 7 月 1 日から A 市における第 3 号被保険者の資格取得日である昭和 61 年 4 月 1 日までの期間について、国民年金の被保険者資格を取得したとする記載は見当たらないことから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、制度上、請求期間の定額保険料及び付加保険料を納付することはできない。

さらに、請求期間当時、付加保険料納付の申出を行った場合、国民年金被保険者名簿に申出年月日が記載される取扱いとなっていたが、請求者に係る A 市の国民年金被保険者名簿には、

当該申出年月日の記載は確認できない。

加えて、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない上、請求者の請求期間に係る定額保険料及び付加保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、ほかに当該期間の定額保険料及び付加保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の定額保険料及び付加保険料を納付していたものと認めることはできない。